

食品安全委員会

化学物質・汚染物質専門調査会（第2回）

議事録

1. 日時 平成21年10月8日（木） 10:00～11:15

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

佐藤座長、青木専門委員、安藤専門委員、圓藤陽子専門委員、川村専門委員、熊谷専門委員、渋谷専門委員、津金専門委員、遠山専門委員、長谷川専門委員、花岡専門委員、安井専門委員、山内専門委員、山中専門委員、吉永専門委員、鰐淵専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、北條評価課長、前田評価調整官、関谷課長補佐、右京評価専門官

5. 配布資料

資料1 専門委員職務関係資料

資料2-1 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項

資料2-2 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ

資料2-3 鉛の食品健康影響評価（「自ら評価」）の審議体制

6. 議事内容

○前田評価調整官 それでは、定刻を若干過ぎてございますが「化学物質・汚染物質専門調査会」の委員の過半数が御出席になりましたので、ただいまより第2回「化学物質・汚染物質専門調査会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、本調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は食品安全委員会事務局評価調整官の前田でございます。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

このたび10月1日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われました。辞令を封筒にお入れいたしまして、お手元にお届けしておりますので、後ほど御覧ください。

本日は改選後、最初の会合に当たりますので、まず初めに小泉委員長よりごあいさつをさせていただきます。

○小泉委員長 すみませんが、座ってあいさつをさせていただきます。議事の進行に先立ちまして、私の方から一言。今日は本当に悪天候で、しかも交通事情が非常に悪い中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

更に業務御多忙の中、食品安全委員会の専門委員の就任を御了承いただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。皆様には、化学物質・汚染物質専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。指名は委員長でございますが、任命者は総理大臣となっておりますので、鳩山総理大臣ということになります。

先生方には、専門家としての優れた御見識を食品の安全性に関するリスク評価に生かしていただけることを本当に心強く思っております。これからも何とぞよろしくお願い申し上げます。

この食品安全委員会は、科学を尊重して、食品の安全性を守っていくことを目的としておりまして、平成15年7月に設置されました。委員会は毎週木曜日にすべて公開で開催しておりますが、私を含め7人の委員でさまざまな案件を審議しております。また、委員会の下に専門事項の審議を行う専門調査会などを設けておりまして、この化学物質・汚染物質専門調査会もその一つでございます。いずれの審議も基本的に傍聴を認めておりますほか、資料とか議事録につきましてもホームページで公開しておりまして、高い透明性を保っております。

我が国では、食品の安全はリスク評価とリスク管理とを別々に機能する枠組みになって守られております。食品安全委員会は食品の安全性に関するリスク評価機関でございます。独立性と中立性を確保しつつ、今ある科学的知見に基づいて客観的な立場から調査審議をすることが求められております。

一方、リスク管理機関は、我々が行いましたリスク評価の結果に基づきまして、さまざま

まな事情を考慮して政策を設定、推進しております。専門委員の皆様には、この機能分担を十分に御理解いただきまして、御審議くださいますようお願いいたします。

さて、化学物質・汚染物質専門調査会では、現在、鉛やヒ素などの汚染物質並びに清涼飲料水に含まれる化学物質に係る食品健康影響評価について御審議いただいております。特に汚染物質は人為的なものだけでなく、自然界に広く存在しております、食品から完全に取り除くことができないという観点からも、その評価を難しくしております。

食品の安全性に関するリスク評価と申しますのは、国内、国外を問わず強い関心が寄せられております。この仕事は食品の安全を最も根源的なところで支える重要で意義深い仕事でございます。専門委員の皆様には、非常に御負担をおかけいたしますが、国民の健康を守る本当の期待に応えるべく、正当なリスク評価を迅速に行っていただきますようお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

次に本日、席上に配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は8点でございます。まず議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料1が少し分厚いのですが、「専門委員職務関係資料」。

資料2-1「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」。

資料2-2「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ」。

資料2-3「鉛の食品健康影響評価（『自ら評価』）の審議体制」。

資料3「化学物質・汚染物質専門調査会における審議について」でございます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

○関谷課長補佐 すみません。先ほど、辞令をお手元に配付させていただいたと御紹介したのですが、先生方のお手元にある封筒には入っておりませんで、今、用意をしております。大変申し訳ございません。失礼いたしました。すぐに配付させていただきます。

○前田評価調整官 それでは、専門委員の御紹介をさせていただきます。委員名簿に記載されておりますとおり、今回、化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員に御就任いただいた方は、総勢24名でございます。

本日は17名の方が御出席の予定でございます。圓藤吟史専門委員、太田敏博専門委員、白井智之専門委員、立松正衛専門委員、寺本敬子専門委員、広瀬明彦専門委員、村田勝敬専門委員は、御欠席とお伺いいたしてございます。

それでは、本日出席の皆様を私の方から、お名前の五十音順に紹介させていただきます。なお、今回新たに就任されました方につきましては、抱負を含めまして、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。では、五十音順に紹介をさせていただきます。

青木康展専門委員でございます。

○青木専門委員 新任でございますけれども、国立環境研究所の青木康展と申します。現在、環境リスク研究センターの方で副センター長をやらせていただいております。もとも

と専門は、大学院に出てからしばらくは、いわゆる生化学あるいは分子生物学の研究をしておりましたけれども、現在は主に仕事といたしましては、変異原性に関わる仕事。それから、今までのことを考えてみますと、カドミウムの毒性から始めまして、PCBあるいはダイオキシンの毒性、特にメカニズム関係の研究をしておりました。いろいろ勉強しなければならぬことがたくさんあると思います。よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 安藤正典専門委員でございます。

○安藤専門委員 よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 圓藤陽子専門委員でございます。

○圓藤専門委員 東京労災病院の圓藤です。よろしく願いします。

○前田評価調整官 川村孝専門委員でございます。

○川村専門委員 京都大学の川村です。よろしく願いします。

○前田評価調整官 熊谷嘉人専門委員でございます。

○熊谷専門委員 新任です。筑波大学大学院の人間総合科学研究科の生命システム医学専攻に所属しております。専門としましては、環境医学の分子毒性学をやっております。対象とする物質は、特にその環境中に非常に反応性の高い親電子性を帯びたものということで、特に中心的にやっているのが多環芳香族炭化水素キノン体、メチル水銀、ヒ素を対象に研究を行っています。非常に微力ですが、よろしく願いします。

○前田評価調整官 佐藤洋専門委員でございます。

○佐藤専門委員 東北大学医学研究科の佐藤でございます。留年ではなくて留任です。

○前田評価調整官 渋谷淳専門委員でございます。

○渋谷専門委員 東京農工大学の渋谷です。よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 津金専門委員でございますが、少し遅れられて来ると伺っております。

遠山千春専門委員でございます。

○遠山専門委員 東京大学の遠山です。よろしく願いします。

○前田評価調整官 中室専門委員も少し遅れられるという連絡が入っております。

長谷川隆一専門委員でございます。

○長谷川専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の長谷川でございます。どうぞよろしく願いします。

○前田評価調整官 花岡研一専門委員でございます。

○花岡専門委員 水産大学校の花岡でございます。よろしく願いいたします。専門といたしましては、海産生物中あるいは海洋生態系に存在しております、いろいろな微量元素を取り扱っております、特にヒ素をやっております関係で御指名いただいたかと思えますけれども、微力を尽くしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○前田評価調整官 安井明美専門委員でございます。

○安井専門委員 食総研の安井でございます。よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 山内博専門委員でございます。

○山内専門委員 北里大学大学院医療系研究科環境医科学の山内と申します。新任でございます。専門は一貫して20代後半から現在まで、ヒ素の研究全般的なことをやらせていただいております。基礎的な研究からフィールド研究まで、今までやってきたつもりでございますので、この委員会で何かお役に立つことがありましたら、精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○前田評価調整官 山中健三専門委員でございます。

○山中専門委員 初めまして。日本大学薬学部の山中でございます。10月からの新任でございます。私は長い間、ヒ素発がん機構の中で、特にヒ素のメチル化代謝との関連について研究をやってまいりました。微力ですが一生懸命努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 吉永淳専門委員でございます。

○吉永専門委員 東京大学の吉永と申します。私も新任でありまして、この1年くらい鉛ワーキンググループの方に呼んでいただいて、参加させていただいております。専門は汚染物質の環境生体分析と、最近は環境保健学的なこともやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○前田評価調整官 鰐淵英機専門委員でございます。

○鰐淵専門委員 大阪市立大学の鰐淵です。よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 また本日は食品安全委員会から、冒頭でごあいさつをいただきました小泉委員長を始め、長尾委員、廣瀬委員、村田委員にも御出席をいただいております。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。栗本事務局長、北條評価課長、関谷評価課長補佐、右京評価専門官、私は前田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事「(2) 専門調査会の運営等について」でございます。お手元の厚い資料の資料1を御覧ください。こちらにつきまして、この食品安全委員会の専門委員につきましの基本的な事項について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページ目でございます。平成15年に施行されました食品安全基本法でございます。目的につきましては、食品の安全についての基本理念を定めるということと、関係者の役割、基本的な方針を定めて食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するという目的でございます。

食品健康影響評価ということですが、こちらにつきましては食品に含まれたり、食品が置かれるおそれがあるものが、当該食品が摂取されるといった生物学的、化学的、物理学的な要因状態といったものの評価を行うことが施策ごとに行われなければならないということでございます。

3ページ目の12条でございます。食品の安全性の確保に関する施策。こちらにつきましては、食品健康影響評価を行うときには、その結果に基づいて行われなければならないということが定められてございます。

4 ページ目でございます。食品安全委員会の所掌事務でございます。第 23 条の 1 項 1 号から 7 号まででございますが、この 2 号にございます各リスク管理機関、厚生労働省ですとか農林水産省といった管理機関からの要請に基づく評価。または自ら食品健康影響評価を行うこと。それから、6 号目でございます必要な科学的調査、7 号目でございます関係者相互間の情報及び意見交換の企画実施。この 2 と 6 と 7 辺りが専門委員の先生に特に関係のある部分でございます。

8 ページ目 36 条でございます。この委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。先ほど委員長のあいさつにございましたとおり、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する専門委員は非常勤ということでございます。

10 ページ目にリスク管理機関とリスク評価の絵とか基本的事項のポイントがございます。

12 ページに専門調査会の調査審議についてでございます。まず第 1 に、食品健康影響評価に関する調査審議の手順ということです。厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は諮問の内容について説明を受けまして、審議を行った上で専門調査会に調査審議を依頼するという事となっております。専門調査会はその審議を踏まえて調査審議を行い、評価書（案）をとりまとめる。その評価書（案）につきましても国民からの意見募集ということでパブリック・コメントと言われておりますが、これを原則 30 日行う。その結果を踏まえて食品安全委員会で審議を行って、リスク管理機関に通知をするといった手順でございます。

2 番の組織及び運営の一般原則でございますが、13 ページの一番上でございます。専門調査会に属すべき専門委員は委員長が決める。座長を置いて、専門委員の互選により選任。座長が議長になるということ。座長代理を置くということが決められております。

第 3 の調査審議に当たって特に注意すべき事項でございます。利害関係者の除斥という点でございます。ある一定の物質の基準を決めたりといったことに食品健康影響評価が関係いたしますので、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員につきましても、専門調査会の判断により調査審議から除斥、つまり調査審議の会場からの退席ですとか発言の制限等があり得るものでございます。

調査審議の公開でございます。調査審議の専門調査会につきましても、会議議事録、提出資料につきましても原則公開。ただ、個人の秘密ですとか企業の知的財産が開示されて、特定の方に不当な利益や不利益をもたらすおそれといったものがある場合を除いて公開ということでございます。

14 ページで審議手順を絵にしたものでございます。これが一番うまくいった場合の手順でございます。専門調査会で審議を何度かしていただくというのが中段辺りにございまして、評価書（案）が作成されるところでございます。これがそのまま食品安全委員会で議論される場合もございまして、食品安全委員会の委員の中での検討によりまして、もう少し専門調査会で御議論をしていただきたいという形をお願いする場合もございます。

また、パブリック・コメントが終了した後に、必要に応じて専門調査会に評価書（案）の修正をお願いするという場合もございますので、このとおりにすんなり行かないケースもあるということをご留意いただければと思います。

17 ページにはほかの専門調査会も含め、各調査会の所掌事務が書かれています。化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、上から 5 段目にございます。化学物質で他の専門調査会の所掌に属するものを除くもの、及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議ということが定められているところでございます。

20 ページ目でございます。専門調査会の調査審議以外の業務ということで、評価書などをつくっていただく食品健康影響評価以外に、国民の関心の高い事項につきましてのリスクコミュニケーションということで、専門調査会における審議の状況とか結果を含めて、正確な情報の提供への御協力ということで、16 年度から、調査会から大体 20 名程度の専門委員の方に御出席いただいて、意見交換会を行っているということがございます。

国際会議への出席ということで 21 ページの下でございます。国際リスク評価機関の会合など、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実に御協力いただいているというケースがございまして、実績が 22 ページにあるところでございます。

22 ページの 3 番の食品健康影響評価技術研究運営委員会ということでございまして、食品安全委員会の持つております研究費の中の運営委員会の構成員として、研究領域候補の選定、研究課題の評価に御協力もいただいているところでございます。その実績が 23～25 ページにかけてでございます。

25 ページの 4 番の国会への参考人招致ということでございます。こちらにつきましても国民の関心が高い事項につきまして、以前に衆議院の農林水産委員会ですとか、内閣委員会などで国会に参考人として出頭を求めて、その意見の説明を聞くということはございません。今までは牛海綿状脳症問題の関係が主でございます。

26 ページでございます。自ら評価、ファクトシートというものでございます。自ら評価というのは厚労省ですとか農林水産省からの諮問ではなくて、食品安全委員会自体が国民に関心の高い事項について評価を行うというものでございますが、そういった評価を行う際の専門調査会の御議論をいただくというところでございます。

ファクトシートということにつきましては、28 ページに細かい字で恐縮でございますが、上から 2 段目にございます。リスク評価をする段階ではないものの、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して文章にとりまとめ、国民に情報提供をするという目的でハザードの概要とか、リスクに関する科学的知見、諸外国の状況といったものをまとめるものをファクトシートと呼んでございます。そういったものについて、今までビタミン A の過剰摂取の影響などのファクトシートを作成してございますので、そういった点にも御協力をお願いすることがございます。

あとは下から 3 段目の Q&A でございます。国民の関心の高いハザードに関する情報ですとか、食品安全委員会の設けております食の安全ダイヤルに寄せられた質問などについて、

Q&A形式でわかりやすく情報提供をするといったことについても専門的な見地から御意見を伺ったり、作成に御協力をいただくということもあつたこととございます。

30 ページ目とございます。食品安全委員会の緊急時対応とございます。専門委員の方々に期待される役割としまして、2 番目とございますが「(1) 平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供」「(2) 食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示」「(3) 各専門調査会の緊急的な開催」「(4) その他」の中身としては、緊急事態が起つている現地への専門委員等の派遣。そういったことも緊急時対応としてはあり得るとございます。

33 ページの6 番の専門委員の服務についてとございます。専門委員の方々におかれましては、非常勤の一般職国家公務員とございますので国家公務員法の規定が適用されますので、その服務に関する規定を遵守していただくこととになります。

主に中身としましては、1 番目の服務の根本基準として、国民全体の奉仕者であるということ。2 番の法令及び上司に従う義務とございますので、上司といたしましては食品安全委員会委員長の専門事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられていることとございます。

争議行為、サボタージュなどは禁止されてございます。

34 ページ、信用失墜行為の禁止とございます。

秘密を守る守秘義務とございます。守秘義務とございますが、一番下の行に書いてございますが、専門委員を辞めた後にも課せられることとございますので、非公開の情報ですとか個人情報、知的財産に関する情報といったことについては、守秘義務が課せられてございます。

職務専念義務とございます。こちらにつきましても専門調査会の開催時間とか打ち合わせの時間などの勤務時間には、全力を挙げて職務の遂行に専念すべきこととございます。

服務に関する規定に違反した場合の処分という規定もございます。

下に括弧書きで書いてございますが、これはよくあるケースですけれども、国民の関心の高い事項について、マスコミの方から問い合わせが来る場合とございますが、専門調査会以外の場で専門委員としての立場からではなくて、一専門家として食品の安全性についての個人的見解を求められることとございます。ただ、これは特に服務違反とか懲戒事由に当たりませんが、専門委員の意見というものが食品安全委員会全体の見解と見られることとございますので、その点につきましても、誤解を招かないように御留意、御対応をいただければと思つてございます。

35 ページとございます。食品健康影響評価技術研究とございますので、研究予算が一課題で最高 4,000 万で3 年以内とございますので、36~37 ページに掲げる研究を19 年度、20 年度、21 年度に採択されているところとございます。

38 ページが食品安全総合情報システムというものをホームページから情報検索ができるようになってございます。

食品安全委員会事務局の組織図が 39 ページにございます。評価課といたしましては、現在 27 名ということでございます。これを見ますと評価調整官が 27 名いるような印象を受けますが、評価調整官は私一人のみでございますので、評価課が 27 名ということでございます。

40 ページ以降が法律でございます。

この資料 1 につきましては以上でございますが、何か御意見、御質問がございましたら、この場でお聞きしたいと思います。

では、専門委員の職務関係の資料を説明したところでございますが、津金先生が今、御到着されたところでございます。先ほど出席専門委員の御紹介をさせていただきまして、新任の委員の方には一言御抱負を述べていただいたところでございますが、津金昌一郎専門委員でございます。

○津金専門委員 津金です。よろしく申し上げます。遅れまして、申し訳ございませんでした。

○前田評価調整官 それでは、専門委員の職務関係資料は 61 ページもあるかなり膨大なものでございますので、御不明な点などがございましたら、事務局の方にお問い合わせをいただきたいと思います。今、御説明いたしました内容につきまして御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事「(3) 座長の選出」でございます。食品安全委員会の専門調査会の運営規程第 2 条第 3 項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に関する専門委員の互選により選任することとされてございます。どなたか御推薦の方はございませんでしょうか。

○鰐淵専門委員 前回もとりまとめ役をやっていただいた東北大学の佐藤先生がいいのではないかと思います。

○前田評価調整官 ほかに御意見はございますでしょうか。

○遠山専門委員 私も同意見です。佐藤先生は公明公正にかつバランスよく、前回も座長を務めていただいたと思いますので、もしお引き受けいただけるのであれば、佐藤先生は適任だと思います。

○前田評価調整官 ただいま鰐淵専門委員と遠山専門委員から、佐藤専門委員を座長にとの御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○前田評価調整官 ありがとうございます。それでは、御賛同をいただきましたので、座長に佐藤専門委員が互選されました。

それでは、佐藤専門委員、恐縮ですが座長席へお移りいただきたいと思います。

(佐藤専門委員、座長席に移動)

○前田評価調整官 それでは、佐藤座長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○佐藤座長 ただいま座長に御推挙いただきました東北大医学研究科の佐藤でございます。

私は平成 15 年の食品安全委員会の設立以来、汚染物質専門調査会で仕事をさせていただいておりました、また座長ということもやらせていただいておりますが、その流れなのかなと思っております。

今回は新任の先生方もたくさんいらっしゃるようでございますけれども、新任の先生あるいは御留任いただいた先生方と力を合わせて一生懸命仕事をしていきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。では、これより先の議事進行につきまして、佐藤座長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○佐藤座長 それでは、議事進行を引き継ぎまして、進めていきたいと思っております。

最初に私からの御提案ということでございますけれども、食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 5 項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということが書いてございます。

これは座長代理ということでございますけれども、私の方から立松専門委員を指名させていただきたいと思っております。立松先生は今日御欠席でございますけれども、そういうふうにしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続き、議事「(4) 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制について」を審議していただきたいと思っております。まず事務局から説明をお願いいたします。

○右京評価専門官 お手元に配付の資料 2-1 「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」を御覧ください。

まず 2 段目の「幹事会」のところ、第 2 条「化学物質・汚染物質専門調査会に、幹事会を置き、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする」とあります。

同第 2 条 3 項「幹事会は、化学物質・汚染物質専門調査会及び部会の座長並びに化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する」。

同第 4 項「幹事会に、座長を置き、化学物質・汚染物質専門調査会の座長がその職務を行う」。

同第 6 項「幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあります。

次にその下「部会」の第 3 条第 3 項で「部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する」。

同第 4 項「部会に座長を置き、当該部会に属する専門委員のうちから、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する」。

同第 6 項「部会の座長に事故があるときは、当該部会に属する専門委員のうちから化学

物質・汚染物質専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあります。

次に資料 2-2 を御覧ください。こちらに化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージとして示させていただいております。一番下の方にあります、化学物質部会、汚染物質部会、清涼飲料水部会の 3 つの部会がございまして、審議については部会の方で行っております。これらの部会の審議結果を幹事会に報告し、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の決定といたします。

次に資料 2-3 を御覧ください。化学物質・汚染物質専門調査会には、今、御説明いたしました部会のほかに、鉛のワーキンググループというものがございます。鉛については食品安全委員会の自ら評価ということで審議を行っております。鉛のワーキンググループにつきましては、化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員と器具・容器包装専門調査会の専門委員、また外部の専門家には専門参考人として参加していただいて、ワーキンググループとして審議の方を行っております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。ただいま運営体制について御説明いただきました。新任の先生方にはなかなかイメージがつかみにくいかもしれないんですけども、3 つの部会と後から加えていただいた鉛のワーキンググループがあって、それぞれ専門性を持ってお仕事をいただいているということになるかと思います。

ただいまの説明に関して、何か御質問あるいはコメント等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

特になければ、この専門調査会の幹事会、部会の構成メンバーを決めなければいけないわけですが、資料 2-1 の「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」を御説明いただきましたけれども、第 2 条 3 項により、幹事会については本専門調査会及び部会の座長並びに本専門調査会の座長が指名する専門委員により構成されるということになっております。部会については、同 3 条により、座長及び座長代理、部会の構成委員について、これを専門調査会の座長が指名するということになっております。

まず各部会の構成メンバーを私から指名させていただきたいと思います。各部会の構成メンバーでございますが、3 つの部会がございまして、複数所属される方がいたり複雑でございますので、資料を用意してまいりました。それを机上配付でお願いいたします。今、配付していただきますので、お持ちください。

(資料配付)

○佐藤座長 皆様のお手元に届きましたでしょうか。傍聴の方には用意していないのですけれども、それでは、指名をさせていただきたいと思います。

まず化学物質部会。これは数が多いので、名前のみ敬称略で読ませていただきます。化学物質部会は、青木、圓藤陽子、太田、立松、寺本、中室、安井、山中の各専門委員の先生方 8 名でございます。

汚染物質部会でございますが、圓藤吟史、川村、白井、津金、遠山、花岡、村田、山内、山中、吉永、鱒淵、それに私も加えさせていただいて、12名でございます。

清涼飲料水部会でございますが、青木、安藤、圓藤陽子、太田、熊谷、渋谷、中室、長谷川、広瀬の各専門委員9名でございます。

部会についてはそのように指名させていただきたいと思います。各部会の座長及び座長代理でございますが、化学物質部会については立松専門委員に座長をお願いする。座長代理には太田専門委員をお願いしたいと思います。

汚染物質部会でございますが、座長に圓藤吟史専門委員、座長代理には私と考えてございます。

清涼飲料水部会については、座長に長谷川専門委員、座長代理に渋谷専門委員を指名したいと考えております。これでいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 それでは、構成メンバーで部会に指名された先生方、また座長の先生方、座長代理の先生方、よろしく願いいたします。

続きまして、幹事会の構成については、先ほども話が出ましたけれども、各部会の座長3名と専門調査会の座長が指名する専門委員3名の合計6名で構成することにしたいと思います。各部会の座長はそういうことで自動的に幹事会のメンバーということになるわけですけれども、座長が指名する専門委員3名については、各部会の座長代理をお願いするというのが適切かと思えます。

したがって、幹事会の構成メンバーとしては、立松、圓藤吟史、太田、渋谷、長谷川、そして私、佐藤でございます。この6名を幹事会の構成メンバーとさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 どうもありがとうございました。先ほど事務局から説明がありましたが、この3つの部会のほかに鉛のワーキンググループがございます。この鉛のワーキンググループも構成メンバーを指名させていただきたいと思います。これは既に走っているワーキンググループでございまして、それぞれ御留任いただくということにさせていただきたいと思っております。資料の裏を御覧になりながらお聞きいただければと思います。鉛ワーキンググループの専門委員といたしましては、器具・容器包装専門調査会の河村葉子専門委員。私、佐藤。化学物質部会の寺本専門委員。清涼飲料水部会と器具・容器包装専門調査会の広瀬明彦専門委員。村田専門委員。器具・容器包装専門調査会の山添康専門委員。吉永専門委員。

専門参考人という方々が4名いらっしゃいます。池田正之京都大学名誉教授。加治正行静岡市参与、小児科の先生でございます。千葉百子国際医療福祉薬学部教授で、千葉先生にはこれまで鉛ワーキンググループの座長をお願いしておりました。もう一方、堀口俊一大阪市立大学名誉教授。

この専門委員7名と専門参考人4名を鉛ワーキンググループの構成メンバーということで指名させていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。鉛ワーキンググループの座長ですけれども、先ほど申し上げましたように千葉先生が座長をなさっていたんですが、今回の改選で専門委員から退任されたということがございますので、鉛ワーキンググループの座長も私が引き継いでやらせていただくということにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。それでは、化学物質・汚染物質専門調査会、各部会、ワーキンググループということでは、このメンバー構成でやっていきたいと思っております。いろいろ課題は多いかと思っておりますけれども、それぞれの部会、ワーキンググループあるいは幹事会ということで、どうぞ頑張ってお仕事をしていただければと思います。よろしくお願いたします。

今回新たに専門委員に就任された方々が多数いらっしゃいますので、現在の化学物質・汚染物質専門調査会で審議中の案件が幾つかございます。事務局からこれについて、簡単に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○右京評価専門官 それでは、資料3「化学物質・汚染物質専門調査会における審議について」という1枚紙を御覧ください。

化学物質部会ですけれども、審議対象としましては、食品の製造や調理の過程で生成される化学物質というものが対象になります。

審議状況等ですけれども、これまで健康影響評価を行ってきているものはございません。評価の実績はないのですけれども、トランス脂肪酸とか、その他のところにありますアクリルアミドの2つについては調査を行いまして、ファクトシートを公表しております。また、その他のところにありますクロロプロパノール類、フランについては調査事業を行いまして、現在ファクトシートを作成中でございます。

次に2つ目の汚染物質部会で、審議対象としましては自然界中に存在し、環境中から食品に取り込まれる化学物質(汚染物質)としております。

審議状況等ですけれども、これまで評価が終了しているものとしては、メチル水銀、カドミウムがございます。現在、評価審議中のものとして、鉛のワーキンググループで審議を行っております鉛、あとはヒ素についても今年度、これから汚染物質部会の方で本格的に審議の方を進めてまいりたいと思っております。

次に一番下のところで清涼飲料水部会です。審議の対象としましては、清涼飲料水及び水道水に含まれる化学物質及び汚染物質。

審議状況としては、もう一枚、別紙で付けさせていただいております。清涼飲料水の場合は現在、諮問評価の案件としてはこちらの表に載せていますように、左側のセルのところ

で答申済みのものがあります。

真ん中のセルのところでは現在審議中のもので、シアン、六価クロム、総水銀とございます。それから自ら評価として審議を行っているものでヒ素と鉛がございます。

一番右に未審議のもので、14物質がございます。

以上になります。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。各部会あるいは鉛のワーキンググループは鉛ですけれども、審議を行っていたり、あるいは実績、これからの課題ということでお示しいただきました。何か御質問等はございますでしょうか。遠山先生、どうぞ。

○遠山専門委員 鉛のワーキンググループですが、これは自ら評価により検討ということで検討しているわけですが、この結果はこの後にとりまとまった段階で幹事会を経て、この場に出てきて、審議をするということになるのでしょうか。

○佐藤座長 これは事務局の方からお答えください。どういう手順になるのかということです。

○右京評価専門官 鉛については鉛のワーキンググループの方で審議が終了いたしましたら、幹事会の方に上げていただいて、幹事会の決定をもって化学物質・汚染物質専門調査会の決定といたします。

○遠山専門委員 わかりました。

○佐藤座長 遠山先生の御質問は、多分この場にかかるのかという御質問だったと思うのですが、かからないという理解でいいわけですね。

○関谷課長補佐 全体の調査会としてはかからないので、幹事会の方で御審議いただくこととなります。

○佐藤座長 かなりいろいろと案件がございますので、鉛だけではなくて、各部会で審議した結果は幹事会で了承されれば、化学物質・汚染物質専門調査会の了承を得たということにするという意味ですね。

○遠山専門委員 カドミウムにしてもメチル水銀にしても、ほかの物質も今まではこの場で議論をしましたね。違いましたか。

○関谷課長補佐 前回の19年の改選時のときに体制を一度見直しておりますので、その後は幹事会で議決をいただいたものをこの化学物質・汚染物質専門調査会の議決とするということにさせていただいております。

○遠山専門委員 ということは、幹事会で決まると、我々専門委員がそれもアブループしたという前提で外に公開されるという理解でいいですか。

○関谷課長補佐 そういうこととなります。

○佐藤座長 安藤先生、どうぞ。

○安藤専門委員 私もその点が気になるなと思っています。特にここにある幾つかの汚染物質その他につきましても、食品を中心として、食品の中には飲料水もございます。そういうことからすると、やはりこういう場で審議をさせていただかないと問題が発生する

かなと思われます。そこを御考慮いただければと思ひます。

○佐藤座長 では、課長どうぞ。

○北條評価課長 資料2-1を御覧いただきたいと思ひます。今の取扱いでございます。補足いたしますと、2年前の平成19年10月2日に、やはり今回と同じような調査会を開催させていただきまして、その際にこの運営体制に関する事項が定められたわけでございます。その中で幹事会第2条1項のところに「幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする」ということが決められております。

今、遠山専門委員と安藤専門委員からのお話でございまして、もしそういうことではいかぬということでございますと、これを改正することになります。

○佐藤座長 2年前に我々が決めたことだということになろうかと思ひます。化学物質・汚染物質専門調査会はそれぞれ別々に専門調査会があったのですが、それを一緒にするに当たって案件が多くなってきて、それでもって全員が集まる機会をたくさん設けることは難しいだろうということがあって、幹事会の体制を取ったと私は理解しております。

ただ、問題によっては、それはまずいのではないかと御意見があれば、先ほど課長の方からお話がありましたように、この運営体制に関する事項は専門調査会の決定でございますので、この場で変えればよろしいということです。

ほかに御意見はございますでしょうか。遠山専門委員、どうぞ。

○遠山専門委員 私もこれを決めるときに賛成したのだとすると申し訳ないのですが、幹事会で決まったものがそのまま素直に外に出てしまつて、我々がアプルーブしたということになってしまうと、場合によっては困ることがあるかと思うので、再度改正をしていたくことになるのかもしれませんが。幹事会で決めて、会合を開くかどうかは別にしましても、それをこの場に何らかの形で出していただいて、特に問題がなければというアプルーブのステップを1つ入れてから外に出していただく方が妥当だと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐藤座長 ほかの委員の先生方、御意見はいかがですか。

○遠山専門委員 もう一点、鉛のワーキンググループに関しては部会ではないと思ひます。幹事会が部会を指定してとありますが、部会ではないので、鉛に関してはこの資料2-1の規定には該当するところがないように思ひます。

○佐藤座長 鉛は器具・容器包装専門調査会のメンバーにも入っていただいてやるということで、部会の規定に当たらないので、多分ワーキンググループという位置づけになったんだろうと私は理解しておりますけれども、それぞれの化学物質・汚染物質専門調査会であれば、幹事会にかけてから表に出す鉛ワーキンググループ。それから、器具・容器包装の方は、鉛ワーキンググループの審議結果をその専門調査会にかけるわけですね。そういうような手順を踏んでいるかと思ひます。

鉛ワーキンググループの方は別に置いておいて、今、遠山専門委員、安藤専門委員から、幹事会だけで自分たちがアプルーブしたことになるのはまずいときもあるのではないかと

というような御意見だったと思います。

それについては「幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする」という資料2-1にある運営体制に関する事項の第2条を変えなければいけないかもしれないということですが、ほかの委員の方々からの御意見を伺いたいと思います。どうぞ御遠慮なく。鰐淵先生、どうぞ。

○鰐淵専門委員 資料2-3を見ると、ワーキンググループで最終決議を取ったことをどこに戻すのかというときに、いろいろなところがそれぞれ専門委員が出てきて審議していることになるので、どういう体制を取るのがいいのか、かなり複雑かなという気はします。

○佐藤座長 鉛ワーキンググループは特殊ですので、あと3つの部会について、もう少し御意見を伺いたいと思います。圓藤専門委員、どうぞ。

○圓藤専門委員 結局、今の会議がすごく大きくなってしまったので、ここに全部を出すことができないので分けたということで、それは前回に了承したことになるので、それぞれの部会の委員にOKを出したということだったら、それが直接その親に行く前に1回審議されるということで、私はいいのではないかと思います。

○佐藤座長 今この御提案になった幹事会の体制でよろしいと。ほかにいかがでしょうか。両側から2つ意見が出てまいりました。長谷川先生、どうぞ。

○長谷川専門委員 私は前回から参加させていただきまして、清涼飲料水の座長代理をさせていただいておりましたので、幹事会のメンバーとして関与させていただきました。その中で汚染物質の方から上がってきた資料につきまして、改訂作業が幾つかあったと思いますけれども、御存じのように清涼飲料水も評価文書がたくさんありまして、ヘビーな中での話ですので、ほかの方から上がってきたものをじっくり取り組める時間は取れない状態でした。そういう中で、幹事会のメンバーはある程度限定されていますので、そこだけでアプルーブというのはいかがなものかなと疑問は感じておりました。

○佐藤座長 むしろ全体の会議を開いた方がいい場合も。

○長谷川専門委員 会議かどうかはともかく。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。どういたしましょうか。確かに長谷川先生がおっしゃったように、幹事会だけでいろいろなものを全部詳細にまで見られるかということ、そうでない場合もあり得るかもしれないということはあると思います。ただ、全体の会議をそう頻繁に開くわけにもいかないだろうということも現実の問題だろうと思うわけです。

先ほど、小泉委員長のお話にもありましたけれども、これは鉛のワーキンググループも含めて、資料も含めて、部会の議論はすべて公開されているわけです。そうしますと、どなたでも御覧になれるわけで、勿論、専門委員の先生方も御覧になれるわけでありまして、もしそういうものを御覧になった上で意見があれば、勿論事務局に伝えていただければ、それが幹事会での話題になることもあるだろうと私は理解します。

そういう道があるということであれば、例えば体制としては幹事会のアプルーブがあれば、全体のアプルーブをしたということにさせていただきますけれども、各専門委員が自

分の所属する部会以外の事項に関しても勿論、資料を請求すれば事務局から送ってもらえると思いますし、先ほど申し上げましたように公開されているわけですから、ホームページで見られることもできるし、その意見を伝えることも勿論できるわけです。

そういうような形で、とりあえず運営させていただくというのはいかがでしょう。この運営体制に関する事項は我々の専門調査会で変えることはできるわけですから、それで具合が悪いようなことがあったり、あるいはたとえ意見を言ってもいいということになっても、非常にやりにくいというようなことがあれば、これを変えていくということはいかがでしょう。

遠山先生、そういうやり方でいかがですか。

○遠山専門委員 うまいやり方がないかなと思って考えてはいるんですが、幹事会で決まった段階で、それをeメールでも添付書類でも何でもいいですが、メンバーに1回流して、特に大きな異論がないかどうかくらいは聞いていただくということが1回入れば、私は問題がなくなるのではないかという気がしています。

○佐藤座長 幹事会にかける時期くらいにはほかの専門調査会の先生方の御意見を伺うということは、事務局の方でできますね。安藤先生、そういうようなやり方はいかがですか。

○安藤専門委員 いずれにしても、全体会議はとても皆さん方の負担が大き過ぎますので、何らかの情報を得て、意見が出せるという状況を設定していただければ、よろしいのかなと思います。

○佐藤座長 長谷川先生、そういうようなやり方でとりあえず行くというのはいかがでしょう。

○長谷川専門委員 それで結構でございます。

○佐藤座長 ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、先ほど私が申し上げましたように、体制としては幹事会を設ける体制でやりますけれども、そのタイミングをはかって事務局の方から専門調査会の全員に問いかけるような形にする。御意見がもしあれば、そこでおっしゃっていただいて、幹事会において恐らく議論をすることになるんだろうと思いますけれども、そういうふうにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。津金先生、どうぞ。

○津金専門委員 この運営体制という名簿がきちんとした形で、何らかの形で公開の文書として位置づけられるのでしょうか。それとも、あくまでもこの内部資料みたいなことになるのでしょうか。できれば公開の文書みたいな形にして、だれが部会の委員であって、だれが幹事会のメンバーであるということがはっきりわかって、こういう形で審議していますということがきちんと公にされるのであれば、大きな問題はないと思います。

○佐藤座長 その辺は事務局、いかがですか。

○関谷課長補佐 この体制については、現在はそれぞれの部会の開催時にはメンバー構成として公開しています。今回もこの会議の議事録などをアップするときに、この運営体制

についてもホームページの方で公開するということにしたいと思います。

○佐藤座長 先ほどの委員長のごあいさつにもありましたけれども、食品安全委員会は公開をして透明性を高めている。それが売りというか、ほかの省庁の会議などを出してみても、食品安全委員会は随分進んでいるなという印象を私は持っております。そういうふうになっておりまして、この部会やワーキンググループあるいは幹事会も含めて、すべて公開されるということでございます。

ほかにかがででしょうか。遠山専門委員、どうぞ。

○遠山専門委員 つまらないことではあるんですが、例えば書類を調査会の全員に送るということも大変な作業になると思いますが、紙ベースではなくて、PDFで送っていただくというときに、50MBとか数十MBというレベルになる可能性がありまして、10MBを超えると、それを受けることができないところもあります。

特定の名称を言うともまずいかもかもしれませんが、フリーソフトウェアで、フリーのインターネットでファイルをトランスファーできるものもありますし、あるいは食品安全委員会で予算が出せるのであれば、正式に登録をして100～300MBくらいまで自由に同時にかなり多数の相手先に複数のファイルを送ることができるインターネットサービスがありますので、そういうものを活用していただいて、紙をたくさん打ち出して郵送するということがないようにしていただければ、お互いに、特に事務局の方が楽になるのではないかと常々思っております。

○佐藤座長 事務局に御配慮いただきまして、ありがとうございます。紙が送るかどうかというのは事務局の方で御検討いただきたいと思いますけれども、多くの方々はインターネットの環境にあって、ただ、大きなファイルは難しいかもしれませんが、食品安全委員会はサーバーを持っているので、そこからダウンロードをすることも。

○遠山専門委員 例えばこちらから10MB以上のものを送る場合でも、食品安全委員会の特定の部署に関してはそういうことができる場合もあるんですが、一般的にはできません。

○佐藤座長 遠山先生がおっしゃっているのは、こちら側から送る場合ですか。

○遠山専門委員 両方向ですが、両方向ともできないと思います。

○佐藤座長 受け取る側だけだとダウンロードでできると思うんですけれども、その辺もテクニカルな問題は御相談いただいて。

○関谷課長補佐 工夫させていただいて、また御相談しながら進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤座長 紙の方がいいとおっしゃる先生方もいらっしゃるかもしれないので、その辺はリクエストを聞いていただきたいと思います。細かい問題なので、後は事務局の方で考えたいと思います。

○関谷課長補佐 ありがとうございます。

○佐藤座長 この際ですので、いろいろ御要望もあろうかと思いますが、伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、議事4はこの辺にしたいと思います。

その後、議事「(5) その他」がございますが、何か事務局の方で御用意がございますでしょうか。

○右京評価専門官 特にございませんが、この後、引き続き、清涼飲料水部会を開催したいと思います。5分ほど休憩を取らせていただきまして、場所を隣の大会議室に移動して、5分後に始めたいと思いますので、清涼飲料水部会に属する専門委員の先生方におきましては、よろしく願いいたします。

また、ほかの専門委員の先生方で、この後もしお時間がございまして、清涼飲料水部会に御出席される場合は、大変申し訳ありませんが、傍聴席の方でお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、化学物質・汚染物質専門調査会の方は、これで閉めたいと思います。清涼飲料水部会に属する専門委員の先生方は、時間を取って恐縮でございますけれども、引き続き、よろしく願いいたします。

今日は本当に足元の悪い中、御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、第2回「化学物質・汚染物質専門調査会」を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。